

2021年11月10日

株主各位

第52回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況（事業報告）
連結計算書類における連結注記表
計算書類における個別注記表

株式会社コシダカホールディングス

第52回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、事業報告の「2. 会社の現況」中の「(5)業務の適正を確保するための体制」、「(6)上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「連結計算書類における連結注記表」及び「計算書類における個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を構築するため、2015年11月26日開催の取締役会において内部統制システムの整備の基本方針を決議し、その後、社会情勢の変化に鑑み一部改定いたしました。改定決議後の基本方針は下記のとおりとなります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
 - ・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
 - ・当社グループのリスク管理の所管部門はグループ総務部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
 - ・各グループ会社は定期的な取締役会、経営会議等の開催とともに、必要に応じてその他会議体において議論と審議を行い、取締役会での決定を受けるも

のとする。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ・ 当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役へ報告する。

ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門であるグループ総務部に報告する。

ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。

ニ. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社子会社の管理は当社経営企画室が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ・ 当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正

事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

- ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
 - ・当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。
- ニ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。
 - ・監査等委員は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
 - ・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構

築する。

(6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

② コンプライアンス

- ・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「ホットライン」が設置されており、担当部署であるグループ総務部もしくは監査等委員に直接通報、相談ができる体制を整えております。
- ・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規取引時にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

③ リスク管理

- ・当社はグループ経営に重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また災害等が発生した場合の「災害対策マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

- ・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、グループ幹部役職員による「グループ経営方針発表会」を期首に開催し、当社子会社は各々の全役職員が出席する「全社員会議」、「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。
- ・また当社グループ管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行

- ・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社は執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

- ・ 当社監査等委員 3 名は全員が社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的を実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を必ず置いて監査の実効性を損なうことのないようにしております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 株式会社コシダカ
株式会社コシダカプロダクツ
株式会社コシダカビジネスサポート
株式会社コシダカアミューズメント
株式会社韓国コシダカ
KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.
KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD.
KOSHIDAKA INTERNATIONAL KL SDN. BHD.
- ・非連結子会社の数 6社
- ・非連結子会社の名称 KOSHIDAKA R&C Co., Ltd.
株式会社KPマネジメント
KOSHIDAKA THAILAND Co., LTD.
KOSHIDAKA MALAYSIA SDN. BHD.
PT. KOSHIDAKA INTERNATIONAL INDONESIA
KOSHIDAKA MALAYSIA PJ SDN. BHD.
- ・連結の範囲の変更

株式会社コシダカアミューズメント及びKOSHIDAKA INTERNATIONAL KL SDN. BHD. については、当連結会計年度における新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めておりません。

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
KOSHIDAKA R&C Co., Ltd.
株式会社KPマネジメント
KOSHIDAKA THAILAND Co., LTD.
KOSHIDAKA MALAYSIA SDN. BHD.
PT. KOSHIDAKA INTERNATIONAL INDONESIA
KOSHIDAKA MALAYSIA PJ SDN. BHD.
ドクエン株式会社
株式会社KMVR

- ・持分法を適用していない理由……持分法非適用会社は、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.、KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD. 及びKOSHIDAKA INTERNATIONAL KL SDN. BHD. を除き、連結決算日と一致しております。

なお、KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.、KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD. 及びKOSHIDAKA INTERNATIONAL KL SDN. BHD. は6月30日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～39年
車両運搬具及び工具器具備品	3～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェアについて5年（社内における利用可能期間）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、当社及び連結子会社の一部は、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	23,543,075千円
減損損失	1,480,852千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

主に収益性が継続的に悪化した店舗について、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能額は使用価値により測定し、事業計画により見積もられた将来営業キャッシュ・フローを使用しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症については、今後の収束時期が不明確であり、当社グループにおける将来業績への影響を見通すことは困難であります。最善の見積りを行う上での一定の仮定として、国内においては翌連結会計年度中に業績が回復するものとして事業計画に当該影響をおり込み、将来営業キャッシュ・フローの見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

営業キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	25,947,936千円
----------------	--------------

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
国内 84店舗	カラオケ店舗	建物等	644,438
シンガポール 6店舗他	カラオケ店舗他	建物等	434,885
本社 他	本社設備等	ソフトウェア等	401,527

(2) 資産のグルーピング方法

当社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。なお、カラオケ及び温浴の店舗については、各店舗を資産グループとしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

カラオケ事業における減損対象は営業不振店舗及び閉鎖店舗等であります。営業不振店舗については帳簿価額を回収可能額まで減額し、閉鎖店舗については投資額の回収が困難と見込まれるため、該当する資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減少し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

本社設備等における減損対象は主にカラオケ事業に係るソフトウェア開発費用等であります。開発の中止及び仕様変更等に伴い投資額の回収が困難と見込まれるため、該当する資産グループの帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	82,300,000株	－株	－株	82,300,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	767,296株	－株	－株	767,296株

(注) 自己株式には、株式給付信託（J-E S O P）により信託口が所有する株式 765,580株を含んでおります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年11月26日開催の第51回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	329,193千円
・1株当たり配当額	4.00円
・基準日	2020年8月31日
・効力発生日	2020年11月27日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）導入に伴い設定した信託口に対する配当金（3,062千円）を含めております。

ロ. 2021年4月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	164,596千円
・1株当たり配当額	2.00円
・基準日	2021年2月28日
・効力発生日	2021年5月10日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）導入に伴い設定した信託口に対する配当金（1,531千円）を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年11月26日開催の第52回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	164,596千円
・1株当たり配当額	2.00円
・基準日	2021年8月31日
・効力発生日	2021年11月29日
・配当の原資	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-E S O P）導入に伴い設定した信託口に対する配当金（1,531千円）を含めております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等を中心に行い、また、資金調達につきましては、主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。四半期ごとに時価や取引先企業の財政状態等を把握する体制としております。

長期貸付金は、主として業務上の関係を有する関係会社や取引先に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、契約ごとの残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

預り金はすべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に運転資金にかかる資金調達であります。

長期借入金には主に設備投資にかかる資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
① 現金及び預金	5,766,843	5,766,843	—
② 受取手形及び売掛金	84,030	84,030	—
③ 投資有価証券	113,730	113,730	—
④ 長期貸付金	1,162,152		
貸倒引当金	△432,572		
長期貸付金(*1)(*4)	729,580	729,773	193
⑤ 敷金及び保証金	5,261,103		
貸倒引当金	△2,995		
敷金及び保証金(*1)	5,258,108	5,248,063	△10,044
⑥ 支払手形及び買掛金	(189,785)	(189,785)	—
⑦ 短期借入金	(4,500,000)	(4,500,000)	—
⑧ 未払金	(660,635)	(660,635)	—
⑨ 預り金	(148,519)	(148,519)	—
⑩ 長期借入金(*3)	(12,270,480)	(12,248,507)	△21,972

(*1) 長期貸付金、敷金及び保証金は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 負債に計上されているものにつきましては、() で示しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*4) 1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、一部の貸付金について、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤ 敷金及び保証金

将来回収が見込まれる敷金及び保証金について、将来キャッシュ・フローを国債の利率等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

⑥ 支払手形及び買掛金、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金並びに⑨ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	291,857
関係会社株式	9,480

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

8. 賃貸等不動産に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社は、愛知県名古屋市の、神奈川県厚木市及び群馬県前橋市に賃貸商業施設を所有し運営しております。なお、賃貸商業施設の一部については一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (注1)	時価 (注2)
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	5,136,802	5,144,825

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を基に算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 222円96銭
(2) 1株当たり当期純損失 △50円84銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～39年
工	具、器具及び備品	3～8年

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

関係会社株式	169,469千円
関係会社株式評価損	151,907千円
関係会社短期貸付金	12,103,881千円
関係会社長期貸付金	9,045,491千円
関係会社貸倒引当金繰入額	346,149千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額により評価しておりますが、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行っております。ただし、実質価額が著しく下落した場合であっても事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるときは相当の減額を行わないこととしております。

また、関係会社貸付金は、各関係会社の財政状態に加え、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを考慮して個別に回収可能性を見積もった上で回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

各関係会社における事業計画や将来キャッシュ・フローは、過去の売上実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りを用いて策定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社株式の評価や貸倒引当金の計上にあたって用いた各関係会社における事業計画や将来キャッシュ・フローの見積りは、消費者の嗜好や所在国ごとの新型コロナウイルス感染症の収束状況など経済環境の変化等の不確実性を含んでおり、予測不能な前提条件の変化等によって計画等の見積りに変化が生じた場合には、関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金が追加計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,860,830千円

(2) 貸借対照表で区分掲記していない関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,270,335千円
短期金銭債務	74,038千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引の取引高	1,238,389千円
営業取引以外の取引高	161,641千円

(2) 営業外費用の関係会社貸倒引当金繰入額は、株式会社韓国コシダカ及び KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD. に対するものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	767,296株	－株	－株	767,296株

(注) 自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）により信託口が所有する株式 765,580株を含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	456千円
未払事業税	158千円
貸倒引当金	563,089千円
前受収益	81,751千円
投資有価証券評価損	16,419千円
関係会社株式評価損	567,786千円
減損損失	86,427千円
その他	150,883千円
繰延税金資産小計	1,466,973千円
評価性引当額	△1,233,849千円
繰延税金資産合計	233,124千円

繰延税金負債

子会社株式譲渡益調整	△32,227千円
その他有価証券評価差額金	△12,114千円
その他	△15,950千円
繰延税金負債合計	△60,292千円
繰延税金資産の純額	172,832千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高		
子会社	㈱コシダカ	100.0	経営指導 ロイヤリティの 受取 固定資産賃貸 資金の援助 役員の兼任	経営指導料(注2)	170,000	営業未収入金	1,108,905		
				ロイヤリティ料 (注3)	193,371				
				固定資産賃貸料 (注4)	820,318				
				資金の貸付(注5)	5,281,800			関係会社短期貸付金	11,756,315
				資金の回収	346,659			関係会社長期貸付金	5,720,699
				受取利息	149,587			関係会社未収入金	197,420
子会社	㈱コシダカプログ クツ	100.0	経営指導 資金の援助 役員の兼任	経営指導料(注2)	7,200	営業未収入金	668		
				資金の貸付(注5)	550,000	関係会社短期貸付金	289,999		
				資金の回収	477,066	関係会社長期貸付金	835,833		
				受取利息	10,104				
子会社	㈱コシダカビジネ スサポート	100.0	給与・人事関連 業務	業務委託料(注6)	47,500	未払金	4,400		
子会社	㈱コシダカアミュ ーズメント	100.0	資金の援助	資金の貸付(注5)	10,000	関係会社短期貸付金	10,000		
子会社	㈱KPマネジメント	100.0	資金の援助	資金の貸付(注5)	330,000	関係会社短期貸付金	32,500		
						関係会社長期貸付金	297,499		
				受取利息	1,949	関係会社未収入金	280		
子会社	㈱韓国コシダカ	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注5)	28,305	営業未収入金	27,450		
				受取利息	—	関係会社長期貸付金 (注7)	770,749		
						関係会社未収入金 (注7)	5,693		
子会社	KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注5)	—	関係会社短期貸付金 (注7)	15,065		
				受取利息	—	関係会社長期貸付金 (注7)	651,709		
						関係会社未収入金 (注7)	9,425		
子会社	KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD.	100.0 (100.0)	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注5)	—	関係会社長期貸付金 (注7)	769,000		
				受取利息	—	関係会社未収入金 (注7)	18,062		

(注1) 議決権等の所有割合の()内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。

(注2) 経営指導料は、グループ運営費用を基に決定しております。

- (注3) ロイヤリティ料は、売上高に対する一定割合で決定しております。
- (注4) 固定資産賃貸料は、市場価格及び総原価を勘案して決定しております。
- (注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 業務委託料は、業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
- (注7) ㈱韓国コシダカ、KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD. 及びKOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD. に対する関係会社長期貸付金等について、それぞれ 776,442千円、275,455千円、787,062千円の貸倒引当金を計上しております。当事業年度に関係会社貸倒引当金繰入額 346,149千円を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 189円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △4円74銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。